

広島県証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十二号

広島県証紙規則の一部を改正する規則

広島県証紙規則（昭和三十九年広島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項、第十二条第一項及び第二項並びに第十四条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第十号裏中「出納長」を「広島県会計管理者」に改める。

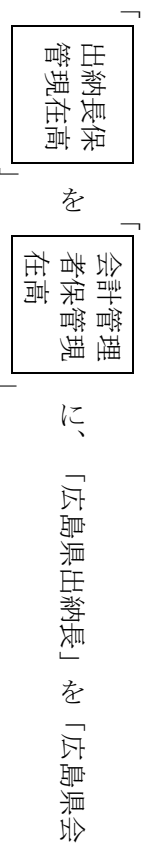
別記様式第十二号から別記様式第十四号までの様式中「広島県出納長」を「広島県会計管理者」に改める。

別記様式第十七号備考2中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第十八号裏中「出納長」を「広島県会計管理者」に改める。

別記様式第十九号備考1中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第二十号中



別記様式第二十一号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第二十一号中「広島県出納長」を「広島県会計管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 この規則による改正前の広島県証紙規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県証紙規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。